

2
2025

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

2025年2月号

February No. 93

もくじ

「令和7年度税制改正大綱」を閣議決定 103万円の壁への対応など	・・・2
社会保障審議会年金部会 「106万円の壁」の撤廃などの方向性を示す	・・・3
くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正（厚労省）	・・・4
70歳までの高齢者就業確保措置 31.9%の企業が実施（厚労省の調査）	・・・5
令和7年度の雇用保険料率 0.1%引き下げる案を示す（労政審の部会）	・・・6
《労働基準法改正》早ければ2026年にも改正へ	・・・7
人事労務の統計指標	・・・8.9
日本100名城に行こう vol.7～鳥取城 / 津山城～	・・・10



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067
広島県福山市西町二丁目8-27
ポートビル4F

TEL:084-983-1198
FAX:084-983-1197
e-mail:info@kuroudo-sr.com
<https://www.kuroudo-sr.com>

「令和7年度税制改正大綱」を閣議決定 103 万円の壁への対応などを盛り込む

令和6年12月下旬、「令和7年度税制改正大綱」が閣議決定されました（この大綱に沿って、今後、国会などでの議論を経て、正式に決定）。この大綱に、いわゆる「103万円の壁」への対応のことが盛り込まれたことが話題になっています。

その内容を確認しておきましょう。

「令和7年度税制改正大綱」／いわゆる「103万円の壁」への対応のポイント

＜社会保障制度関係＞

□ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応……「103万円の壁」への対応

- ・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円とする。
- ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。
- ・居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。すなわち、親族等の合計所得金額が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的

に逡減し、合計所得金額が123万円を超えると消失する仕組みとする。→特定親族特別控除（仮称）の創設

注）上記の控除額等については、所得税の場合のもの。

- ・上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用。

〔参考〕上記により、いわゆる「103万円の壁」は、次のように見直されることになります（所得税について、考え方を簡潔に紹介）。

■ 所得税がかかるかどうかの「103万円の壁」→「123万円の壁」に
(収入123万円－新・給与所得控除65万円＝58万円……新・基礎控除58万円の適用で所得ゼロとなり、所得税がかからない)

■ 扶養に入ることができるかどうかの「103万円の壁」→「123万円の壁」に
(収入123万円－新・給与所得控除65万円＝58万円……要件変更で、合計所得金額58万円までは、扶養親族及び同一生計配偶者に該当)

■ 旧・特定扶養控除（63万円の所得控除）の扶養に入ることができるかどうかの「103万円の壁」→「150万円の壁」に
(収入150万円－新・給与所得控除65万円＝85万円……要件変更で、年齢19歳以上23歳未満の親族等（大学生等）については、合計所得金額85万円までは、63万円の所得控除の対象となる親族等に該当)

社会保障審議会年金部会において 「106万円の壁」の撤廃などの方向性を示す

令和7年は、社会保障制度や税制について、大幅な見直しの議論が進められることになりそうです。次期年金制度改革に向けた議論もその一つですが、その内容には、企業実務に大きな影響を及ぼすものが含まれています。

令和6年12月下旬に、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」が提示されましたので、企業実務に影響があるもののポイントを確認しておきましょう。

社会保障審議会年金部会における 議論の整理（令和6年12月25日） のポイント

(1) 短時間労働者への被用者保険の適用について、企業規模要件（従業員51人以上）および賃金要件（いわゆる106万円の壁）を撤廃する

〈補足〉就業調整に対応した保険料負担割合を変更できる特例を導入することについては、意見が一致せず、今後検討を深める。

(2) 被用者保険の適用について、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消する

(3) 在職老齢年金を見直す（廃止か、基準額の引き上げかについては引き続き検討）

(4) 厚生年金保険の標準報酬月額の上限（現行65万円）の改定のルールを見直して新たな等級を追加する

※ (1)が実現すれば、（4分の3基準に該当しない）短時間労働者への健康保険・厚生年金保険の適用の基準は、次のようになります。

現 行	見直し後（実現した場合）
☐ 勤務している事業所が、特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者の総数が常時51人以上の規模の企業）又は任意特定適用事業所	☐ 削除
☐ 月額賃金8万8,000円以上（年収106万円以上）……いわゆる「106万円の壁」	☐ 削除
☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上	☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上
☐ 学生でない	☐ 学生でない

☐ 上記のほか、全労働者に共通の適用要件（2か月を超える雇用の見込みがあること、年齢が健保＝75歳未満・厚生＝70歳未満であることなど）を満たしていること

今撤廃の時期については、今後の議論のなかで決められることになりますが、早々に施行すべきという意見も出ているようです。近い将来に、企業規模を問わず、「1週間の所定労働時間が20時間以上」であるパート等を、学生バイト等を除き、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱わなければならない可能性があることは、知っておきましょう。

くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正されます(厚労省)

いわゆる令和6年改正育児・介護休業法等により、次世代育成支援対策推進法が改正され、同法の有効期限が再延長されたほか、行動計画策定・変更時に育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付けるといった改正が行われました。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく省令及び指針が公布され、厚生労働大臣による認定制度（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）について、その認定基準の見直しなどが図られました（令和7年4月1日施行）。

たとえば、厚生労働大臣による認定制度の認定基準の見直しについては、以下のとおりです。

これらの認定を受けると、認定マークを受けることができ、それを名刺やホームページに表示することで「子育てサポート企業」としてアピールことができます。

なお、改正前の認定を受けている場合、当該マークを表示し続けることは可能ですが、認定当時のマーク（旧基準のマーク）となるため、新たな基準を満たす取組を行い、新基準の認定を取得していただくことが望ましくとされています。

（新基準で認定された場合のマークには「2025年度基準」（新基準適用年度）が明記されます）。

認定基準が厳しくなった感がありますが、それだけ価値が高まることとなります。

「令和7年版 源泉徴収のしかた」／給与所得の源泉徴収事務（基本を確認）

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜共通＞

○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（認定基準6）

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → 75%以上

○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	→ ①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備
---	--

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜認定種類別＞

○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5）

	男性労働者の育児休業等取得率		男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率
トライくるみん	7%以上 → 10%以上	又は	15%以上 → 20%以上
くるみん	10%以上 → 30%以上		20%以上 → 50%以上
プラチナくるみん	30%以上 → 50%以上		50%以上 → 70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7）

雇用する全てのフルタイム労働者 1人当たりの各月ごとの法定時間外 労働及び法定休日労働の合計時間数	トライくるみん くるみん プラチナくるみん	45時間未満 45時間未満 → 30時間未満（全てのフルタイム労働者）又は 45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）
---	-----------------------------	---

○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（プラチナくるみん認定基準10）

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組 → 労働者を対象とした取組
----------	-----------------------------

70歳までの高年齢者就業確保措置 31.9%の企業が実施(厚労省の調査)

厚生労働省から、「令和6年 高年齢者雇用状況等報告」の集計結果が公表されました。

高年齢者雇用安定法では、65歳までの雇用の確保を目的として、高年齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70歳までの就業機会の確保を目的として、高年齢者就業確保措置を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の調査で、31.9%の企業が「高年齢者就業確保措置」を実施済みであったことが明らかに、話題になりました。

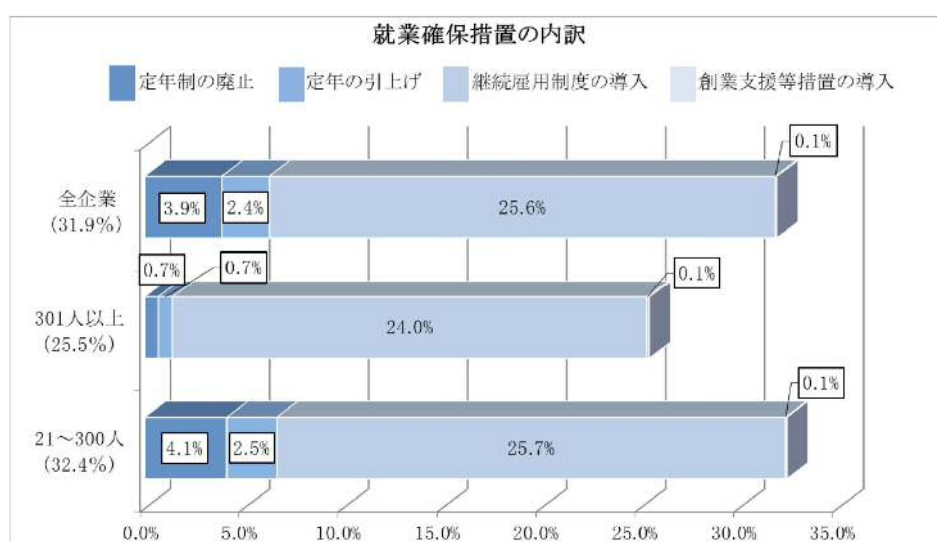
その内訳なども含め、最新の動向を確認しておきましょう。

令和3年4月から努力義務として施行された「高年齢者就業確保措置」について、実施済みの企業が着実に増加しているようです。

各企業において、人手不足に対応するため、高年齢者の雇用は避けて通れない課題だといえます。高年齢者就業確保措置の実施を含め、高年齢者の雇用に関する制度に関して質問等があれば、気軽にお声掛けください。

70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況／令和6年高年齢者雇用状況等報告

【前提】高年齢者就業確保措置（就業確保措置）とは
高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることが企業に義務付けられています



令和7年度の雇用保険料率 0.1%引き下げる案を示す(労政審の部会)

令和6年12月下旬に開催された「第201回 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会」において、令和7年度の雇用保険料率(案)が示されました。その内容を確認しておきましょう。



令和7年度の雇用保険料率は、前年度から0.1%(被保険者負担分0.05%、事業主負担分0.05%)引き下げる案が示されています。

給与計算に影響が出てくる内容ですので、正式に決定しましたら、農林水産・清酒製造の事業や建設の事業の率も含め、改めてお伝えします。

令和7年度の雇用保険料率(案)

／第201回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会の資料

	令和6年度	令和7年度(案)
雇用保険料率(全体)	1.55%	1.45%
(内訳)		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.8%	0.7%
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4%	0.4%
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

〈補足〉法律において、失業等給付費等充当徴収保険率〔失業等給付分の保険料率〕、育児休業給付費充当徴収保険率〔育児休業給付分の保険料率〕、二事業費充当徴収保険率〔二事業分の保険料率〕のそれぞれについて、弾力条項が設けられていますが、令和5年度決算を踏まえ、その基準等に照らして、失業等給付費等充当徴収保険率を0.8%から0.7%に引き下げる案が示されています。

注. ひとまず、一般の事業に適用される雇用保険料率の案が示されています。

お仕事
カレンダー
2月



2/10

●1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/17

●2024年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始(～3/17)

2/28

●1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 ●2024年12月決算法人の確定申告と納税・2025年6月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
 ●3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
 ●じん肺健康管理実施状況報告の提出
 ●固定資産税(都市計画税)第4期分の納付(市区町村の指定日まで)



《労働基準法改正》 早ければ 2026 年にも改正へ

■ 労基法改正へ議論開始

2025 年 1 月 21 日、厚生労働省の労働政策審議会の分科会が開かれ、労働基準法改正に向けた議論が始まりました。今後 1 年ほどの議論を経て取りまとめを行い、早ければ 2026 年にも法改正を目指していくことになります。

議論の下敷きになるのは、今年 1 月に取りまとめられた有識者研究会による報告書です。今後の法改正の見通しとして、報告書から大筋外れることはないと思われまので、今回はそこで示されている見直しの方向性を紹介いたします。

◆ 14 日以上連続勤務の禁止 ◆

現行の法定休日は週 1 回の休日を原則としつつ、4 週 4 休制を認めています。4 週 4 休制を採用している企業では、最大 48 日間の連続勤務が可能となることから、労災保険における精神障害の認定基準から問題視されており、報告書では連続勤務の上限を 13 日とする規定を労働基準法に設けるべきであるとしています。

◆ 1 週 44 時間の特例、撤廃へ ◆

法定労働時間・週 44 時間特例とは、10 人未満の小規模サービス業等にのみ認められている特例で、通常は週 40 時間であるところを、週 44 時間まで労働させることが可能となっています。報告書では対象となる事業場の 87.2%がこの特例措置を

使っていないため、特例措置の撤廃に向けた検討に取り組むべきであるとしています。

◆ 年次有給休暇、通常賃金方式に ◆

現行の年次有給休暇の賃金支払いは、複数の考え方があります。報告書では日給制や時給制で働く人の不利益にならないよう、原則として「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」で計算して支払うべきであるとしています。

◆ 副業・兼業の割増賃金、通算廃止 ◆

現行の割増賃金は、社員が副業・兼業した場合、その労働時間を通算して割増賃金を支払うよう定められています。しかしこの取り扱いは割増賃金の計算が複雑になるという課題があったことから、報告書では通算を必要としない制度改正にすべきであるとしています。

■ 今後の見通し

以上が報告書で示された主要な見直しの方向性です。多くの場合、法改正から 1 年程度で施行されますので、仮に 2026 年に法改正ということになると、施行時期は 2027 年中となることが予想されます。

なかでも影響力が大きいのは 1 週 44 時間特例の廃止ではないでしょうか。採用されている飲食店やクリニックなどにおかれては今後の動向に注視が必要です。

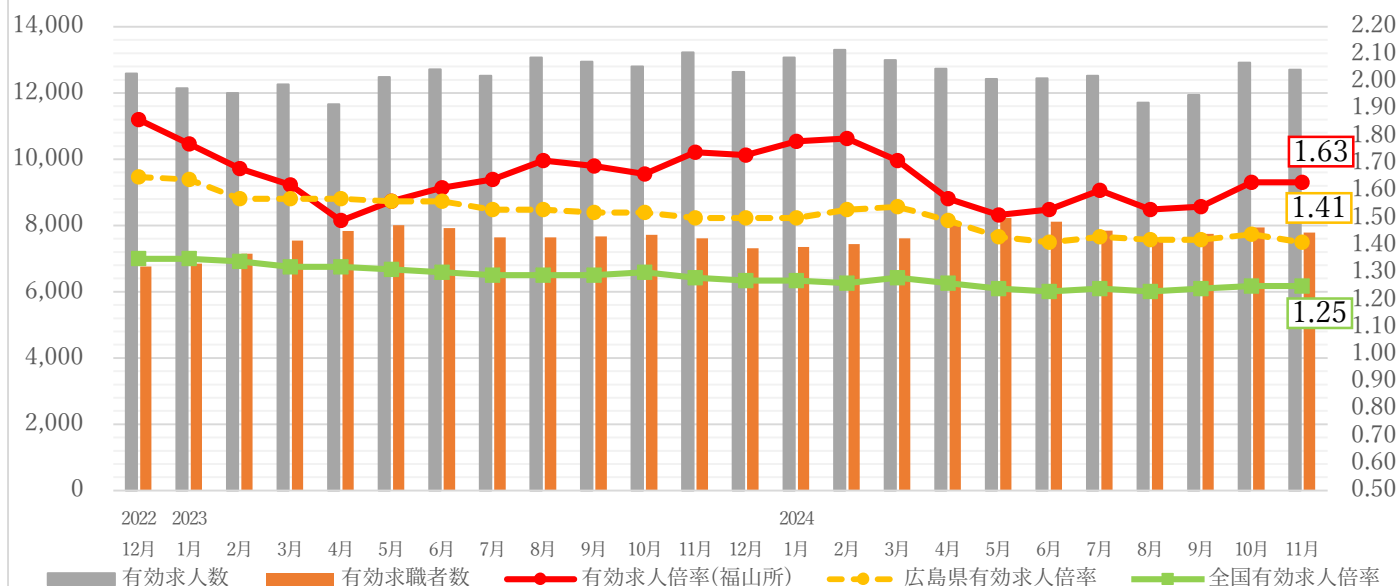
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2024 年 11 月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国 1.25 倍	有効求人数	全国 2,429,222 人	有効求職者数	全国 1,873,426 人
	広島県 1.41 倍		広島県 64,430 人		広島県 45,587 人
	福山市 1.63 倍		福山市 12,706 人		福山市 7,786 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

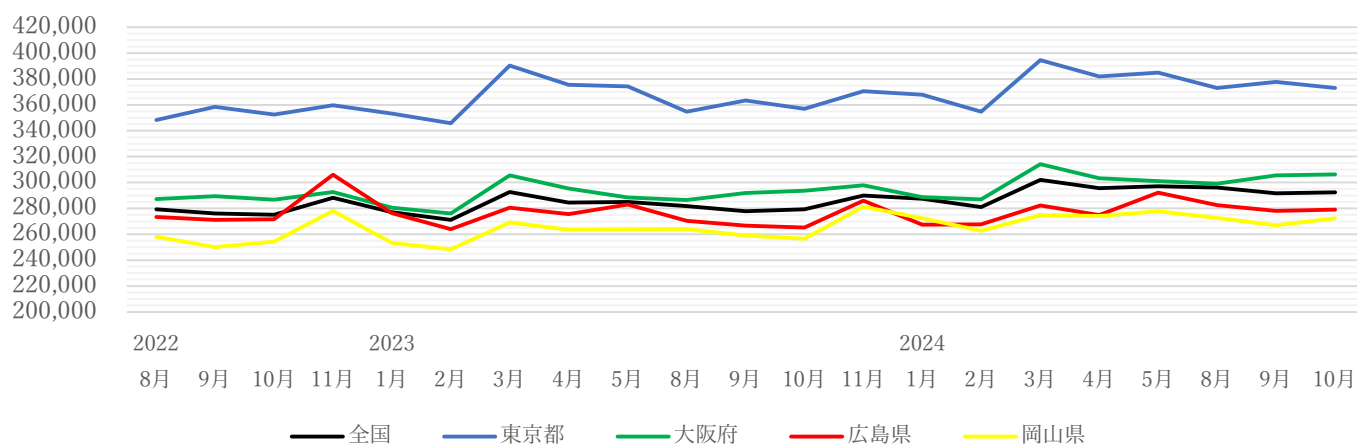
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2024 年 10 月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
292,430 円	373,032 円	306,146 円	278,966 円	272,377 円

現金給与総額 (5人以上)



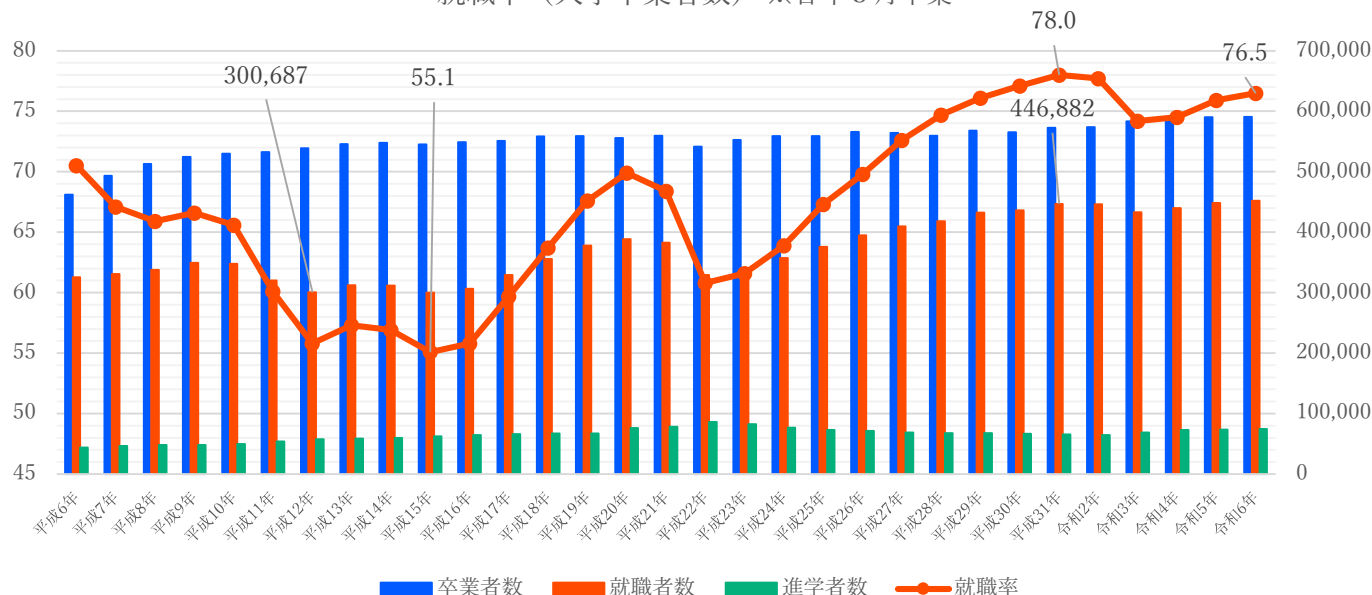
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

大学（学部）卒業者の状況

○令和6年3月の卒業生数は**590,487**人、そのうち就職者数は**451,794**人（76.5%）、進学者は74,390人（12.6%）

就職率（大学卒業生数）※各年3月卒業



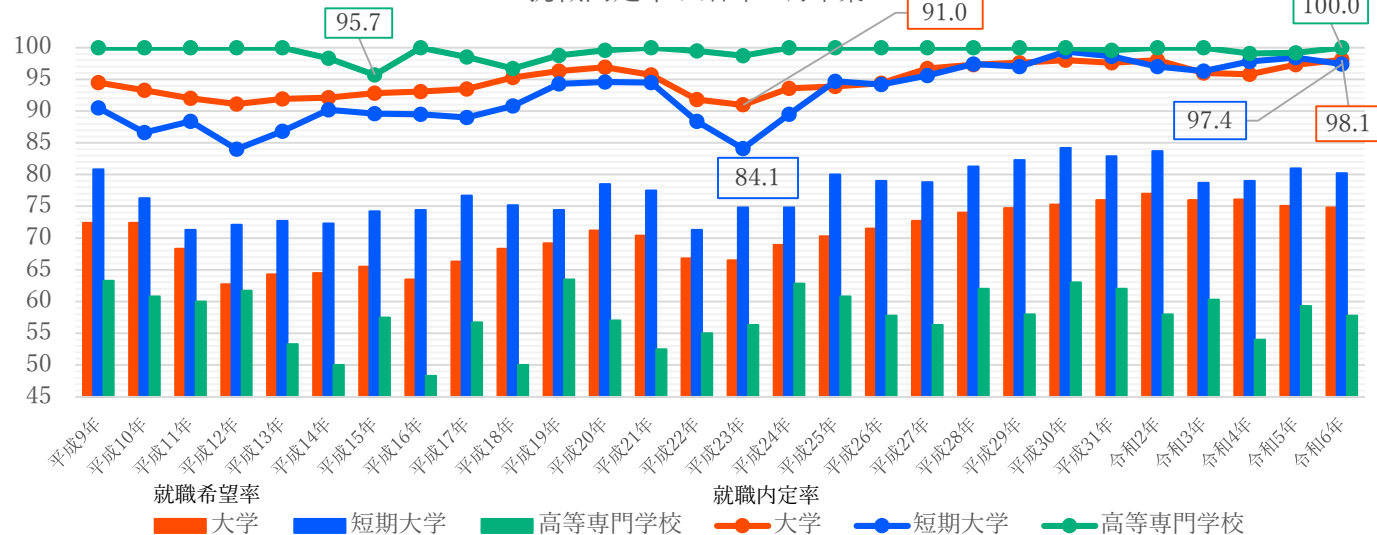
参考：文部科学省 学校基本調査

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

大学生の就職率は98.1%（前年同期差+0.8ポイント）となり、調査開始以降、同時期で過去最高となりました。

※国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校、短期大学20校、高等専門学校10校、専修学校（専門課程）20校

就職内定率※各年3月卒業



参考：厚生労働省 大学等卒業予定者の就職内定状況調査（大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査）他

日本100名城に行こう vol.7

～鳥取城 / 津山城～

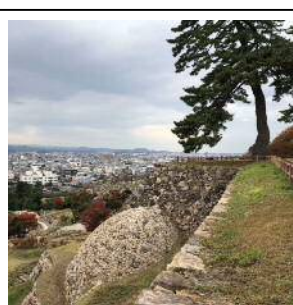
【#63 鳥取城（鳥取県鳥取市）】

- ① 天守 : なし（天守台のみ残る）
- ② 城区分 : 山城→平山城
- ③ 築城年 : 1573 年
- ④ 築城者 : 但馬山名氏 など
- ⑤ 主な遺構
石垣/堀 など

今回の名城訪問は鳥取城です。
因幡国・伯耆国の2か国（現在の鳥取県）
を領有した鳥取藩 32 万 5 千石の藩庁として
明治維新を迎えた名城です。

戦国時代の鳥取城は、幾度となく山名氏、尼子氏、毛利氏の争奪戦の舞台となった重要拠点でした。織田信長の中国攻めでは、毛利氏の城将・吉川経家を羽柴秀吉が兵糧攻めにより攻略したことでも知られています。

山上の天守跡までは舗装されていない険しい山道が待ち構えています。あまりの険しさに、私は途中で断念して下山しましたが、なぜ秀吉が兵糧攻めを選んだのか、その理由を体験したい皆様には、ぜひ挑戦していただきたい名城です。



【#67 津山城（岡山県津山市）】

- ① 天守 : なし（天守台のみ残る）
- ② 城区分 : 平山城
- ③ 築城年 : 1604 年
- ④ 築城者 : 森忠政
- ⑤ 主な遺構
本丸/二の丸/三の丸/石垣 など

今回の名城訪問は津山城です。
津山藩 10 万石の藩庁として明治維新を迎えた名城です。

津山藩主はいずれも名家として知られています。初代藩主・森忠政は、本能寺の変で織田信長とともに戦死した小姓・森蘭丸の末弟です。その森家改易の後に藩を治めることになった津山松平家は、越前松平家の分家の一つで、家祖は徳川家康の次男・結城秀康になります。

日本三大平山城と称され、往時には広島城、姫路城をしのぐ 77 の櫓が建ち並び津山城でしたが、明治 6 年の廃城令により全て破却。2005 年に備中櫓が復元再建され今に至ります。現在は桜の名所・鶴山公園としても知られている名城です。

